

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正 (職員厚生課) 一
- 平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)の一部改正 (消 防 課) 一
- 指定代理納付者の指定 (同) 二
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 三
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 三
- 宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 (教育庁高校教育課) 三
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 四
- 宮城県公報第二八四五号(平成二十九年三月二十八日付け) 中 五

正 誤

告 示

○宮城県告示第三百八十号
平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。
平成二十九年四月十四日

表を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、七五一円	一三、二八七円
二十歳以上二十五歳未満	五、三三三元	一三、二八七円
二十五歳以上三十歳未満	五、八九四円	一三、九五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、二三三元	一六、四五六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六五四円	一九、一五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、八九三元	二一、二七九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三一元	二四、二六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、七九二元	二五、六三〇円
五十五歳以上六十歳未満	六、一九一元	二四、九七六円
六十歳以上六十五歳未満	五、〇〇九円	二〇、二九七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、五五八円
七十歳以上	三、九二〇円	一三、二八七円

○宮城県告示第三百八十一号

平成八年宮城県告示第五百六十二号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく介護補償の額)の一

部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百五十円」を「十万五千三百円」に、「五万七千三百円」を「五万七千七百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

○宮城県告示第三百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町一番三号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

寄附金（災害復興に係るものに限る。）

三 指定期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五〇八〇〇〇四〇	事業所の名称及び所在地	放課後等デイサービス ピノキオ 角田市角田字南九十 三番地一	指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	一般社団法人 多機能型支援 センターみな みの風	指定年月日	平成二十九年 四月一日
-------	------------	-------------	---	--------------	------------	------	-----------------------------------	-------	----------------

○宮城県告示第三百八十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十九年一月十九日次の者を指定した。

平成二十九年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
日下 仁	整形外科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番一 号
青井 二郎	頭頸部外科	地方独立行政法人宮城県立病院 機構 宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七 番一 号
大森 康司	整形外科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一 号
三浦 孝之	外科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一 号
森田 真吉	頭頸部外科	地方独立行政法人宮城県立病院 機構 宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七 番一 号
杉本 是明	整形外科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一 号

○宮城県告示第三百八十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十九年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 保生	内科	診療所 在宅医療	石巻市大街道北 三丁目六番七十 二 号	石巻市立病院	石巻市穀町十五 番一 号
佐野 望	消化器科 小児科	社会福祉法人 大和福壽会 和和クリニック	塩竈市字伊保石 二十一番一 号	塩竈市立病院	塩竈市香津町七 番一 号
石垣 英典	内科	一般社団法人日 本海員救済会 宮城県利府救済 病院	宮城県利府町森 郷字新太子堂五 十一番地	塩竈市立病院	塩竈市香津町七 番一 号
神尾 一彦	整形外科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城県利府町青 葉台二丁目二番 一〇八号	医療法人寶樹会 仙塩総合病院	多賀城市桜木二 丁目一番一 号

鈴木 道子	眼科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城郡利府町青 葉台二丁目二番 一〇八号	医療法人寶樹会 仙塩総合病院	多賀城市桜木二 丁目一番一号
-------	----	-------------------	----------------------------	-------------------	-------------------

○宮城県告示第三百八十六号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
 平成二十九年四月十四日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
高橋 孝	外科	医療法人 浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番一 号
小関 梅	外科	医療法人 浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番一 号
水梨 一利	内科	医療法人 寶樹会 仙塩総合病院	多賀城市桜木二丁目一番一号
小寺 太郎	外科	医療法人 寶樹会 仙塩総合病院	多賀城市桜木二丁目一番一号

○宮城県告示第三百八十七号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十九年四月十四日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二六三〇〇八七	ぼくらの家 宮城郡利府町府字 八幡崎六十三番一	共同生活援助	特定非営利活 動法人さわお との森	平成二十九年 四月一日

○宮城県告示第三百八十八号
 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
 平成二十九年四月十四日

一 農用地利用配分計画の概要
 別冊のとおり
 二 認可年月日
 平成二十九年四月十四日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百八十九号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県南郷高等学校の農産物の花野果市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。
 平成二十九年四月十四日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方
 遠田郡美里町練牛字六号十二番地 有限会社 花野果市場
 二 委託期間
 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
 宮城県告示第三百九十号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年四月七日認可した。
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
 平成二十九年四月十四日
 宮城県東部地方振興事務所
 所長 加藤 慶 太

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
 平成二十九年四月十四日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所在地	指 定 年 月 日
マリーン調剤薬局本塩釜店	塩竈市北浜一丁目七-六	平成二十九年四月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 デジタルステレオカメラシステム等賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十九年九月一日から平成三十七年八月三十一日まで
 - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部交通部交通指導課ほか三箇所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去五年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

